



② 本人確認書類の偽造・変造を チェックしていない

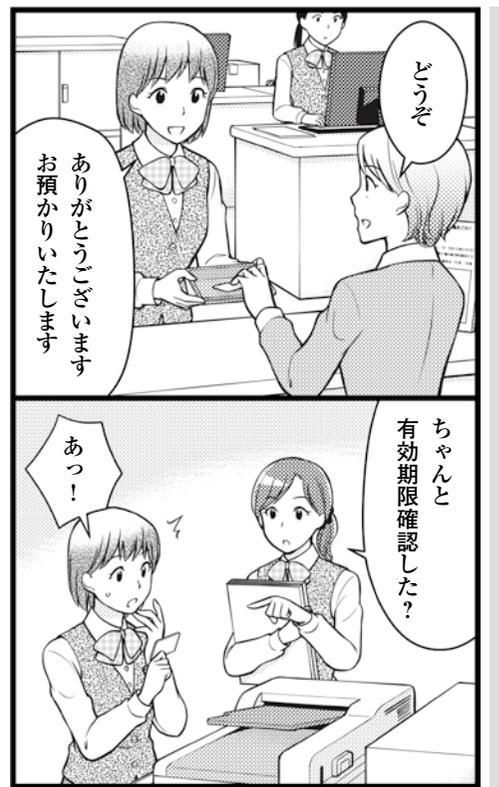
〈個人・法人共通〉

取引時確認でこんなこと やっていませんか？

ここでは、取引時確認における誤った対応を13
ケース紹介し、正しい対応法を解説します。

① 本人確認書類の有効期限を確認していない

〈個人・法人共通〉



犯 罪による収益の移転防止に
関する法律施行規則（犯罪
収益移転防止法施行規則）7条に
は、本人特定事項確認時の参照書
類が、具体的に挙げられていま
す。その要件として「有効期間ま
たは有効期限のある書類にあって
は、特定事業者が提示または送付
を受ける日において有効なものに
限る」と記述されています。
裏返せば、有効期限のある書類
は該当期間内であれば参照書類
として取り扱えず、確認自体が行
えないということになります。法

律上の特定事業者の1つに他なら
ない金融機関にも、記述内容に沿
った対応が漏れなく求められるこ
ととなります。正当な理由なしに
それを怠れば、法令違反に該当し
てしまいます。
よって、確認時に書類を受領し
たときは、「写しを取ったので終
了」などと機械的に認識・対応す
るだけでは不十分です。有効期限
を含む記載内容を確認し、不明な
点は本人への聴取を含む調査を実
施したうえで、記録を残す必要もあ
ると理解しましょう。

有効期限がなくても注意

また、同条には「有効期限の
ない」その他の書類にあっては特
定事業者が提示または送付を受け
る日前6ヵ月以内に作成されたも
のに限る」とも記述されていま
す。

これは、戸籍謄本・抄本や住民
票の写しなど有効期限のない公的
書類を参照書類として取り扱う際
の注意事項です。それゆえに各金
融機関でも、これらの書類につい
ては「作成後（発行後）6ヵ月以
内」のものを提示してもらわなけ
ればならないというルールが設け
られているのです。

お客様への説明時には、このよ
うなルールの背景をできるだけ
詳しく簡潔に伝えます。そうした
過程を経て、理解・納得してもら
ったうえで、協力をお願いします
よう。

CHECK
有効期限を含む記載内
容を確認し、不明な点
は本人に確認する

預 金口座には、特殊詐欺等犯
罪に不正利用される一面が
認められます。

特殊詐欺を実行する犯罪集団に
は、①周到かつ綿密な実行計画の
策定・実行、②徹底した秘密主義
と役割分担、③犯罪収益の巧妙な
隠匿という特徴が見られます。組
織や活動の全貌を知る者をごく少
数に絞り、「電話をかける・AT
Mから現金を引き出す・キャッシュ
カードや現金を受け取る」など
を担わせる末端の実行犯には、ご
く限定的な情報しか与えません。
こうした実行犯は、俗に「受け
子」・「出し子」などと呼ばれ、多
数の未成年者も含まれています。
実行犯は、捜査機関による検挙と
同時に使い捨てられるため、首謀
者の検挙まで至る事件はごくわず
かで、被害者への被害回復（経済
的補填）も困難な実態が見られま
す。

思い込みで対応しない

一連の犯罪の中には、本人確認
書類を偽造・変造して氏名や身分

などを偽って口座を開設・利用し
ようとすると含まれます。本
人確認書類のうち、健康保険被保
険者証は様式や形態等が統一され
ていないため、偽造・変造がされ
やすい側面があります。各種機器
の高度化を背景に、写真付きの本
人確認書類を偽造・変造する手口
も珍しくなくなっています。

それゆえに、本人確認書類の受
領時に、「よく見る健康保険被保
険者証の様式なので」「運転免許
証の写真と人相が一致するので」
等の思い込みに沿って詳細確認を
省略することは危険です。たとえ
繁忙時でも、例えば健康保険被保
険者証については企業や組合の実
在性を確認するほか、念のため偽
造・変造を疑うことを含めて検証
します。

違和感を少しでも覚えたなら、上
席者などに「目」を代えた確認を
依頼してください。

CHECK
健康保険被保険者証を
受領した際には企業や
組合の実在性を確認